旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 21 年７月 21 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①アール・ケイ・ジー株式会社（アール・ケイ・ジートラベル）　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―5431号　④アール・ケイ・ジー株式会社　東京都練馬区関町北２丁目31番11号　代表取締役　グフタ ロンジト クマル　⑤本社営業所　東京都練馬区関町北２丁目31番11号　⑥平成16年３月25日　⑧平成21年６月24日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都練馬区関町北２丁目31番11号　アール・ケイ・ジー株式会社　代表取締役　グフタ ロンジト クマル

Ｂ　①マトリックス株式会社（マトリックスビューロー）　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―5491号　④マトリックス株式会社　静岡県浜松市東区半田山四丁目27番16号　代表取締役　酒井一枝　⑤目黒営業所　東京都品川区上大崎２丁目８―15　⑥平成16年８月５日　⑧平成21年６月24日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫静岡県浜松市東区半田山四丁目27番16号　マトリックス株式会社　代表取締役　松井宏樹

Ｂ　①有限会社トリプルＡインターナショナル　②第３種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第３―1152号　④有限会社トリプルＡインターナショナル　名古屋市中区丸の内三丁目22番７号　代表取締役　湯瀬充　⑤本社営業所　名古屋市中区丸の内三丁目22番７号　⑥平成16年４月21日　⑧平成21年４月22日　⑩300万円　⑪愛知県知事　⑫名古屋市中区丸の内三丁目22番７号　有限会社トリプルＡインターナショナル　代表取締役　湯瀬充

Ｂ　①同朋学園生活協同組合　②第３種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第３―860号　④同朋学園生活協同組合　名古屋市中村区稲葉地町七丁目１番地　理事長　林博幸　⑤稲葉地店　名古屋市中村区稲葉地町七丁目１番地　⑥平成７年10月20日　⑧平成21年６月23日　⑩300万円　⑪愛知県知事　⑫名古屋市中村区稲葉地町七丁目１番地　同朋学園生活協同組合　理事長　林博幸

Ｂ　①株式会社朝日航空サービス　②第３種旅行業　③滋賀県知事登録旅行業第３―201号　④株式会社朝日航空サービス　滋賀県大津市中庄一丁目14番35号　代表取締役　井上正雄　⑤本社営業所　滋賀県大津市中庄一丁目14番35号　⑥昭和59年８月14日　⑧平成21年７月20日　⑩300万円　⑪滋賀県知事　⑫滋賀県大津市中庄一丁目14番35号　株式会社朝日航空サービス　代表取締役　井上正雄

Ｂ　①株式会社ＳＳ　ＴＯＷＮ　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３―2448号　④株式会社ＳＳ　ＴＯＷＮ　大阪市中央区日本橋二丁目７番８号　代表取締役　趙香福　⑤本社営業所ＳＳツアー　大阪市中央区日本橋二丁目７番８号　⑥平成20年１月28日　⑧平成21年１月６日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪市中央区難波千日前６番17号　株式会社ＳＳ　ＴＯＷＮ　代表取締役　趙香福

Ｃ　①株式会社Gina&Partners　②第３種旅行業　③福岡県知事登録旅行業第３―617号　④株式会社Gina&Partners　福岡県福岡市中央区渡辺通３丁目６番15号ＮＯＦ天神南ビル２Ｆ　代表取締役　ジーナ・ウィットル　⑤本社営業所　福岡県福岡市中央区渡辺通３丁目６番15号ＮＯＦ天神南ビル２Ｆ　⑥平成17年３月28日　⑨平成21年６月18日　⑩300万円　⑪福岡県知事　⑫福岡県福岡市中央区渡辺通３丁目６番15号ＮＯＦ天神南ビル２Ｆ　株式会社Gina&Partners　代表取締役　ジーナ・ウィットル

Ｂ　①株式会社エヌプラン（Free World）　②第３種旅行業　③福岡県知事登録旅行業第３―547号　④株式会社エヌプラン（Free World）　福岡県福岡市東区筥松２丁目25番17号　代表取締役　成田光生　⑤本社営業所　福岡県福岡市東区筥松２丁目25番17号　⑥平成14年１月29日　⑧平成21年３月18日　⑩300万円　⑪福岡県知事　⑫福岡県福岡市東区筥松２丁目25番17号　株式会社エヌプラン（Free World）　代表取締役　成田光生

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 21 年７月 21 日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。